

議案第 2 2 号

羽生市消防団条例の一部を改正する条例

羽生市消防団条例（昭和 2 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（任命）</p> <p>第 5 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は、団長が次に掲げる要件を満たす者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>（1） 市内に居住し、又は勤務していること。</p> <p>（2） 年齢が 1 8 歳以上であること。</p> <p>（3） 身体強健で、かつ、志操堅固であること。</p> <p>（懲戒）</p> <p>第 8 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>（3） 団員としてふさわしくない非行があったとき。</p>	<p>（任命）</p> <p>第 5 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>（1） 市内に居住し、又は勤務する者</p> <p>（2） 年齢 1 8 歳以上の者</p> <p>（3） 身体強健にして志操堅固な者</p> <p>（懲戒）</p> <p>第 8 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。</p> <p>（3） 団員たるにふさわしくない非行があったとき。</p>

2 停職は、1か月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務規律)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、招集を受けない場合であっても、災害(水  
火災、地震等の災害をいう。以下同  
じ。)の発生を知ったときは、あ  
らかじめ指定するところに従い、直  
ちに出動し、職務に従事しなければ  
ならない。

第12条 団員は、次の事項を遵守し  
なければならない。

(1) 住民に対し常に災害の予防  
及び警戒心の喚起に努め、災害に  
際しては、全力を挙げてこれに当  
たる心構えを持つこと。

(2) 上長の指揮の下に行動する  
こと。

(3) 相互に連絡し、協調するこ  
と。

(4) 職務のためであっても、み  
だりに建造物その他の物件を毀損  
しないこと。

(5) 職務上知得した秘密を他に  
漏らさないこと。

(6) 消防団又は団員の名義をも  
って、特定の政党、結社若しくは  
政治団体を支持し、反対し、若し  
しくはこれに加担し、又は他人の訴  
訟若しくは紛議に関与しないこ  
と。

(7) 消防団又は団員の名義をも  
って、みだりに寄附の募集又は営  
利行為をしないこと。

2 停職は、1月以内の期間を定めて  
これを行う。

(服務規律)

第9条 (略)

2 招集を受けない場合であっても、  
水火災、その他の災害の発生を知  
ったときは、あらかじめ指定する  
ところに従い直ちに出動し、服  
務に就かなければならない。

第12条 団員は、次の事項を遵守し  
なければならない。

(1) 住民に対し常に水火災の予  
防及び警戒心の喚起に努め、災害  
に際しては、身を挺してこれに  
当たる心構えを持たなければなら  
ない。

(2) 規律を厳守して上長の指揮  
命令のもとに上下一体、事に当  
らなければならない。

(3) 上下同僚の間、互に相敬愛  
し、礼節を重んじ、信義を厚くし  
て、常に言行を慎しまなければ  
ならない。

(4) 職務に関し、金品の寄贈若  
しくは供応接待を受け、又はこれ  
を請求する等のことがあっては  
ならない。

(5) 職務上知得した秘密を他に  
もらしてはならない。

(6) 団員は、消防団又は団員の  
名義をもって特定の政党、結社若  
しくは政治団体を支持し、反対  
し、若しくはこれに加担し、又は  
他人の訴訟若しくは紛議に関  
与してはならない。

(7) 消防団又は団員の名義をも  
って、みだりに寄附金を募り、  
又は営利行為をなし、若しくは  
義務の負担となるような行為を  
してはならない。

(8) 機械器具その他消防団の設備資材を職務以外の目的で使用しないこと。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 年額報酬の額は別表第1、出動報酬の額は別表第2のとおりとする。

3 報酬の支給方法は、特別職の職員で非常勤のものに支給する報酬の例による。

(費用弁償)

第13条の2 (略)

2 旅費の額は、一般職の職員に支給する旅費相当額とする。

3 旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表第1 (第13条関係)

年額報酬

職名	区分	金額
団長	年額	168,000円
副団長	年額	124,000円
分団長	年額	93,000円
副分団長	年額	76,000円
部長	年額	63,000円
班長	年額	51,000円
その他の 団員	年額	45,000円

備考 機関員については、金額に13,000円を加算した額とする。

(8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持、管理に当たり、職務のほか、これを使用してはならない。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、別表のとおりとする。

2 報酬の支給は、非常勤の特別職員に支給する報酬の例による。

(費用弁償)

第13条の2 (略)

2 前項の規定により、支給する旅費の額は別表のとおりとする。

3 団員が、公務のため市内に旅行したときは、費用弁償として、1日につき1,800円(ただし、訓練及び警戒出動にあつては1,800円、緊急出動にあつては1回2,500円)の旅費を支給する。

4 前2項に定めるもののほか、団員に支給する旅費については、羽生市一般職職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第35号)を準用する。

別表

職名	区分	報酬の額	旅費の額
団長	年額	168,000円	一般職の職員に支給する旅費相当額
副団長	年額	124,000円	
分団長	年額	93,000円	
副分団長	年額	76,000円	
部長	年額	63,000円	
班長	年額	51,000円	
その他の 団員	年額	45,000円	

備考 機関員については、前記報酬へ13,000円を加算した額とする。

別表第2（第13条関係）

出動報酬

種別	区分	金額	
		4時間未満	4時間以上
緊急出動	日額	4,000円	8,000円
訓練及び警戒出動	日額	1,800円	3,600円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に旅行している者に支給する旅費の額については、なお従前の例による。

令和4年2月22日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明